

「普通預金(結婚・子育て資金贈与非課税口)」のご利用に係る留意点

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

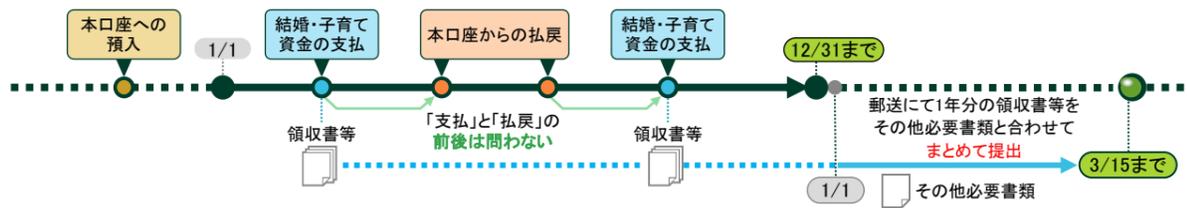
「普通預金(結婚・子育て資金贈与非課税口)」(以下、「本口座」といいます)で非課税対象となる費目やご預金の払い戻しについてご留意いただきたい点をご連絡申し上げます。

本口座からの払い戻しおよび領収書等のご提出について

- 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」(以下、「本措置」といいます)の対象となる**結婚・子育て資金の支払いをされた場合、その支払いに係る領収書等の日付が属する年の12月31日まで(銀行休業日の場合はその前営業日まで)に本口座から払戻し**をしていただく必要があります。払戻しがお済みでない場合は、上記期間までにお手続きいただきますようお願いいたします。
- 本措置の適用を受けるためには、**その支払いに係る領収書等に記載された支払日の属する年の翌年1月1日から3月15日まで(銀行休業日の場合はその翌営業日まで)に、郵送で当該領収書等およびその他必要書類をご提出いただく必要があります。**

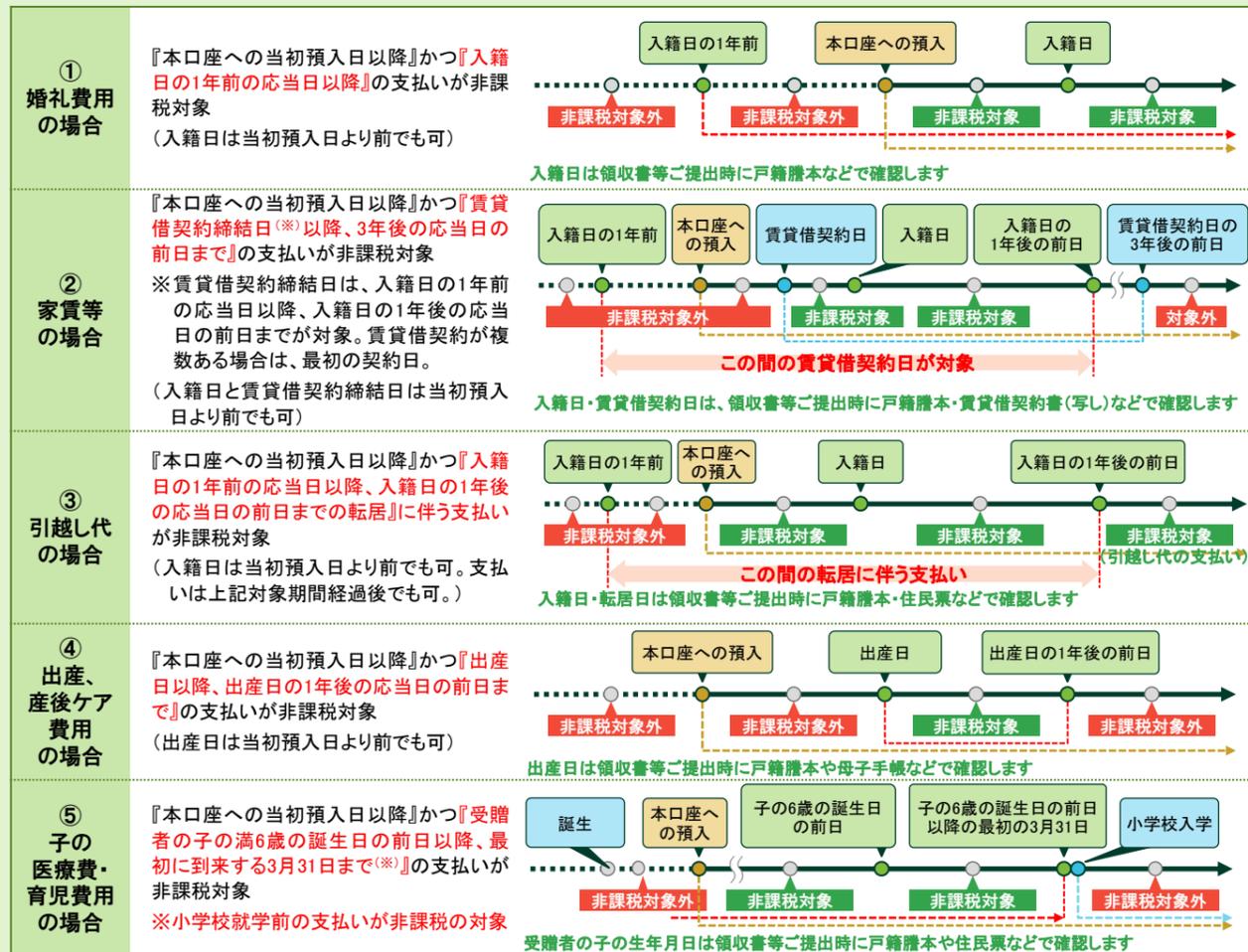
※ ご提出いただく領収書等には、所定の要件があります。くわしくは、以下の「非課税の対象となる支払日付について」および裏面をご確認ください。

領収書等を、領収書毎に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日までにまとめて金融機関等へ提出



非課税の対象となる支払日付について

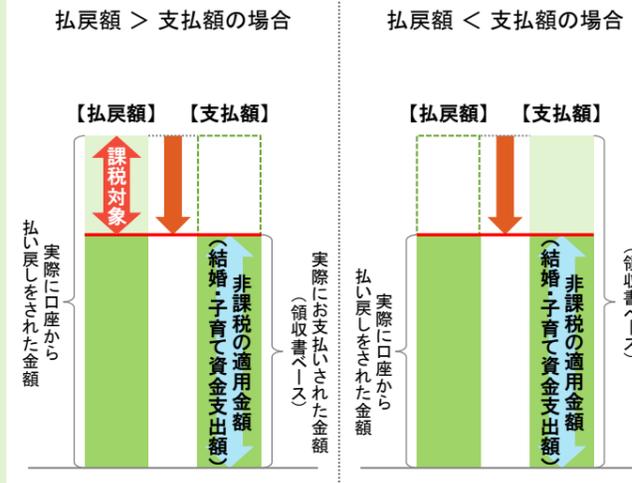
- 費目により、非課税の対象となる支払日付には条件がありますのでご注意ください。



非課税の適用を受けられる金額(結婚・子育て資金支出額)について

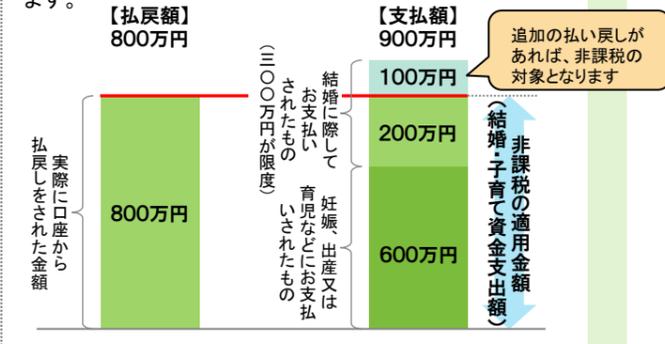
- 本措置に基づき、非課税の適用を受けられる金額(結婚・子育て資金支出額)は、**毎年1月1日から12月31日の本口座からの払戻しをされた金額と、同年中の結婚・子育て資金のお支払いに係る領収書等の金額のいずれか低い金額**となります。支払額を超えた払戻額については、本口座の契約終了時に、贈与税の課税対象となりますので、ご注意ください。

本口座からの払戻金額と実際のお支払い金額が異なるケース



妊娠、出産又は育児に要する支払が優先して記録される

妊娠、出産又は育児に要する費用が優先して記録されます。図の場合では、結婚資金300万円のうち、200万円が非課税の適用金額となります。結婚資金へのお支払いは300万円が限度のため、残りの非課税枠は100万円となります。



契約期間中に贈与者がお亡くなりになられた場合

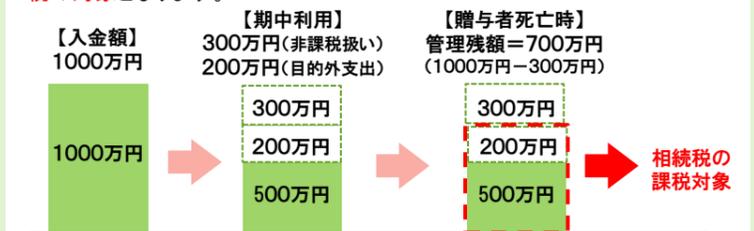
- 本口座の契約期間中に贈与者がお亡くなりになられた場合、受贈者は、贈与者がお亡くなりになられた事実を知ったときには、速やかに、贈与者が死亡した旨を、当行(本口座のお取引店)に届け出る必要^{※1}があります。
※1 お届け時には、お亡くなりになられた贈与者の除籍謄本など(写しでも構いません)をご用意ください。
- 贈与者が死亡した日において、**非課税拠出額^{※2}から結婚・子育て資金支出額^{※3}を控除した残額(以下、「管理残額^{※4}」といいます)がある場合は、その贈与者から相続などにより取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。**
※2 非課税拠出額: 結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に結婚・子育て資金の非課税の特例の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額(1,000万円を限度とする)
※3 結婚・子育て資金支出額: 当行取引店において結婚・子育て資金の支払いの事実を証する書類(領収書等)により結婚・子育て資金の支払いの事実が確認され、かつ記録された金額の合計額
※4 結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額を管理残額といいます。
- 贈与者がお亡くなりになられた日以前に支払われた結婚・子育て資金に係る領収書等で未提出のものがある場合、上記の結婚・子育て資金支出額に含めることができますので、速やかに提出してください。
- 受贈者が孫等である場合、2021年4月1日以降に取得した資金については2割加算の対象となります。

贈与者が複数いる場合

- 贈与者が複数いる場合、死亡した贈与者が拠出した金額と生存する贈与者がそれぞれ拠出した金額の割合で按分し、受贈者が相続又は遺贈より取得したものとみなされる金額を計算します。
- 贈与者の死亡日までに本口座に預けられた金額から、受贈者が相続または遺贈により取得した金額を控除した残額は、引き続き結婚・子育て資金の非課税枠として活用できます。

契約期間中に贈与者が死亡した場合

図の場合では、使い残しの500万円と結婚・子育て以外での支出200万円がある状態で、贈与者が死亡した場合、**管理残額700万円**について、**相続税の対象**となります。



利用可能な費目

費目	非課税となる費目	非課税とならない費目
婚礼	挙式や結婚披露宴を開催するために必要な費用 (入籍日の1年前の応当日以降の支払い分) ●会場費 ●引き出物代 ●衣装代 ●写真・映像代 など	挙式や結婚披露を開催するための費用でないもの ●婚活、結納式 ●エステ代 ●婚約指輪・結婚指輪 ●交通費、新婚旅行代などの購入費用
結婚費用	結婚を機に受贈者が新たに物件を賃借する際に要した費用(賃貸借契約日以降3年後の応当日の前日までの支払い分。また、賃貸借契約日は入籍日の前後各1年の期間内のもの) ●賃料、敷金共益費、礼金、仲介手数料 ●契約更新料 など	●受贈者以外が締結した賃貸者契約に基づくもの ●駐車場代、地代、光熱費、家具・家電などの設備購入費 ●単身赴任先で一人で生活するために賃貸する家屋に関する家賃 など
引越し	●結婚を機に受贈者が新たな物件に転居するための引越し費用 (転居の年月日が入籍日の前後各1年の期間内の転居に伴う支払い分)	●配偶者の転居に係る費用 ●不用品の処分費
不妊治療	●人工授精、体外受精、顕微授精 ●その他一般的な不妊治療	●不妊治療のために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費
妊婦健診	●母子保健法に基づく妊婦健診に要する費用	●妊婦健診のために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費
出産	出産のための入院から退院までに要した費用 (出産日以降、出産日の1年後の応当日の前日までの支払い分) ●分べん費、入院費、新生児管理保育料 ●検査・薬剤料、処置・手当料 ●産科医補償制度掛金、入院中の食事代 など	●出産する病院などに行くための交通費、海外で出産を行う場合の宿泊費
子育て費用 ※1	●「産後ケア」に要した費用(6泊分又は7回分) (出産日以降、出産日の1年後の応当日の前日までの支払い分)	●産後ケアのために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費
子の医療費	受贈者の子に要した医療費 (小学校就学前の支払い分) ●治療費、予防接種代 ●医薬品代 など ●乳幼児健診に要する費用	●処方箋に基づかない医薬品代や交通費
子の育児	受贈者の子に要した育児費用 (小学校就学前の支払い分) ●入園料、保育料、施設設備費 ●入園のための試験に係る検定料 ●在園証明に係る手数料 ●行事への参加に要する費用 ●食事の提供に係る費用 ●その他育児に伴って必要な費用 など	-

※1海外の病院で受けた治療への支払いや海外の学校施設などは対象となりません。

(注)くわしくは、[子ども家庭庁ホームページ内の別表1「費目リスト」](#)やQ&A、[国税庁ホームページ内のQ&A](#)などをご確認ください。

契約終了時の留意事項

●以下の事由により本口座の契約が終了する場合、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額(管理残額を含む)を控除した残額があるときは、当該残額については、その結婚・子育て資金管理契約の終了日の属する年の贈与税の課税価格に算入されることとなりますのでご注意ください。

- ① 受贈者が50歳に達した場合
- ② 本口座の預金残高が0円となり、受贈者と当行で口座解約につき合意があった日
- ③ 2027年4月1日以降で本口座の残高が0円となった日 など

●本口座の契約終了日において、当該終了日の属する年中の未提出の領収書等がある場合は、本口座の契約終了日の属する月の翌月末日までに当行に提出してください。

「領収書等」の要件について

(1) 領収書等に記載すべき事項は、①支払年月日、②金額、③支払内容(摘要)、④支払者(宛名)、⑤支払先の氏名(名称)、⑥支払先の住所(所在地)です。

- 支払内容(摘要)の欄には、対象となる支払に係る費用であることの記載があること、対象に含まれない費目が入っていないかの確認が必要となります
- 領収書以外でも、上記①～⑥が分かるものであれば、領収書の代わりとして認められる場合があります(振込や口座振替、クレジットカード引落しで支払う場合などの例があります)

(2) 下記の要件に該当する「領収書等」は受理できませんので、ご注意ください。

- ①「領収書等」の日付が属する年の翌年3月15日(銀行休業日の場合はその翌営業日)の翌日以降に、当行に当該「領収書等」を提出された場合
- ②「領収書等」の日付が非課税措置を受けるための口座に最初に預入した日より前の場合
- ③「領収書等」の日付が普通預金(結婚・子育て資金贈与非課税口)に関する特約終了後の場合

(3) 費目により、非課税の対象となる支払日付などの条件がありますのでご注意ください(表面をご参照ください)。

(4) 領収書要件等

項目	領収書等要件			領収書等以外に必要な書類
	領収書の名義(支払者)	支払先の氏名	支払先の住所	
結婚費用	婚礼	受贈者もしくは配偶者	●記載要	●記載要(補筆可) ●戸籍謄本 など
	家賃など	受贈者	●対象となる支払先の記載要	●記載要(補筆可) ●戸籍謄本 など ●賃貸借契約書の写し ●住民票の写し
	引越し	受贈者	●対象となる支払先の記載要	●記載要(補筆可) ●戸籍謄本 など ●住民票の写し
子育て費用	不妊治療、妊婦健診	受贈者もしくは配偶者	●対象となる支払先の記載要 ●海外は対象外	●記載がなくても可 ●住民票の写しなど(配偶者名義の領収書等の場合のみ)
	出産、産後ケア	受贈者もしくは配偶者	●対象となる支払先の記載要 ●海外は対象外	●記載がなくても可 ●住民票写しなど(配偶者名義の領収書等の場合のみ) ●子の戸籍謄本、母子手帳の写し など
	子の医療費、育児	受贈者、配偶者もしくは受贈者の子※2	●対象となる支払先の記載要 ●海外は対象外	●記載がなくても可※3 ●住民票の写し、子の戸籍謄本 など

※2 医薬品代は受贈者の子の名義であることが必要

※3 子の育児費用については、ベビーシッターおよび子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の場合は、記載要(補筆可)

(注)くわしくは、[子ども家庭庁ホームページ内の別表3-1「領収書等における確認事項\(結婚費用関係\)」](#)、[別表3-2「領収書等における確認事項\(子育て費用関係\)」](#)、[別表4「領収書等以外に必要な書類」](#)やQ&A、[国税庁ホームページ内のQ&A](#)などをご確認ください。

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の詳細について

●「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象となる結婚・子育て資金の範囲や必要な提出書類などに不明な点がある場合は、下記子ども家庭庁および国税庁のホームページまたは税理士にご確認ください。

子ども家庭庁ホームページ	「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」 https://www.cfa.go.jp/policies/shoushika/zouyozei/
国税庁ホームページ	「父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」などについて https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201504/01.htm
三井住友銀行 贈与書類受付センター	当行の贈与書類受付センターでもお電話にて質問を承ります TEL:0120-321-414 <受付時間>月曜日～金曜日 9:00～18:00(土日祝・12/31～1/3を除く)